第３７号様式(第３条関係)

**景観チェックシート（市役所前さくら通り地区　景観形成重点地区）③【工作物（ⅵ）】**

**(ⅵ）門、塀、垣及び柵】**

**＜景観形成の方針（地域区分：まちの地域）＞**

商業地、工業地、住宅地などの都市機能の集積状況や都市基盤の整備状況などに応じ、市街地の特性やまとまりを生かした、にぎわいや個性あふれる景観形成を目指します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **＜工作物の景観誘導指針（地域区分：まちの地域）＞** | | | | |
| 項目 | 配慮事項 | 該当の有無 | | 景観形成のために配慮した事項 |
| 有り | 無し |
| 配置 | 歴史的建造物や地域のシンボルとなっている景観資源への影響や景勝地からの見え方に十分に配慮した配置及び形態・意匠とする。 | □ | □ |  |
| 形態・意匠 | 建築物と一体的なデザインとする。 | □ | □ |  |
| 住宅地における擁壁は、高さを抑える、勾配を持たせる、ひな壇とする、前面に植栽をするなどの工夫により、圧迫感を軽減させる。 | □ | □ |  |
| 大規模な擁壁(見付面積１００㎡以上)は、周辺に与える影響を軽減させ、中・遠景の見え方に配慮した仕上げや緑化を行う。 | □ | □ |  |
| 色彩 | 面的な広がりを持つ工作物は、暖色系色相の低・中彩度色を基本とする。 | □ | □ |  |
| 柱状の工作物は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色を基本とする。 | □ | □ |  |
| 商業地を除き、アクセントカラーは使用しない。 | □ | □ |  |
| その他 | 過激な光の拡散や点滅の激しいネオン等の使用は避ける。 | □ | □ |  |
| 航空法に基づき、鉄塔等に赤白の色彩を施すものは、市長と別途協議を行うこと。 | □ | □ |  |

備考

該当する□にチェックしてください。